

令和7年4月1日から入院時の食事に係る標準負担額が改定されました。

入院時の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の食費相当額について、次のとおり改定されました。ホームページの該当箇所について、一部改定が反映されていない箇所がありますが、準備が整い次第更新する予定です。

【食事療養標準負担額（療養病床以外に入院した場合）】

区 分		標準負担額（一食あたり）	
		～3月31日	4月1日～
住民税課税世帯	一般の方	490円	510円
	指定難病患者又は小児慢性特定疾病児童等	280円	300円
住民税非課税世帯・70歳以上の低所得者Ⅱ	90日までの入院	230円	240円
	90日を超える入院	180円	190円
70歳以上の低所得者Ⅰ		110円（据え置き）	

【生活療養標準負担額（療養病床に入院した場合）】

指定難病患者又は厚生労働大臣が定める者以外の者

区 分		標準負担額		
		食費相当額（1食あたり）		居住費相当額（1日あたり）
		～3月31日	4月1日～	
住民税課税世帯	入院時生活療養費Ⅰ	490円	510円	370円
	入院時生活療養費Ⅱ	450円	470円	
住民税非課税世帯・70歳以上の低所得者Ⅱ		230円	240円	
70歳以上の低所得者Ⅰ		140円（据え置き）		
境界層該当者		110円（据え置き）		0円

指定難病患者

区 分		標準負担額		
		食費相当額（1食あたり）		居住費相当額（1日あたり）
		～3月31日	4月1日～	
住民税課税世帯		280円	300円	0円
住民税非課税世帯・70歳以上の低所得者Ⅱ	90日までの入院	230円	240円	
	90日を超える入院	180円	190円	
70歳以上の低所得者Ⅰ・境界層該当者		110円（据え置き）		

厚生労働大臣が定める者（指定難病患者を除く）

区 分		標準負担額		
		食費相当額（1食あたり）		居住費相当額（1日あたり）
		～3月31日	4月1日～	
住民税課税世帯	入院時生活療養費Ⅰ	490円	510円	370円
	入院時生活療養費Ⅱ	450円	470円	
住民税非課税世帯・70歳以上の低所得者Ⅱ	90日までの入院	230円	240円	
	90日を超える入院	180円	190円	
70歳以上の低所得者Ⅰ		110円（据え置き）		
境界層該当者		110円（据え置き）		0円

※ 平成27年4月1日以前から平成28年4月1日まで継続して精神病床に入院していた一般所得区分の患者の負担額については、当分の間は1食260円となります。（平成28年4月1日以後、合併症等により同日内に他の病床に移動する場合又は他の保険医療機関に再入院する場合（その後再び同日内に他の病床に移動する場合又は他の保険医療機関に再入院する場合を含む。）を含みます。）